

下郷駐在所通信

令和 8 年 9 月 号
栃木県那珂川警察署
TEL0287-92-0110
下郷駐在所
TEL0287-93-0460

「秋の交通安全県民総ぐるみ運動」の実施について 9月21日（月）～9月30日（水）までの10日間



①運動の重点

①歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進

- 横断歩道を渡る、信号機のあるところではその信号に従うなどの交通ルールを守るとともに、運転手に対して手をあげて横断する意思を明確に伝えるなど、自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩きスマホは危険ですのでやめましょう。
- 9月1日から、生活道路においては法定速度が30キロになります。

生活道路を走行する際の基本的な考え方は、
●指定速度標識がある場合⇒指定速度
●指定速度がなく中央線がある場合⇒60キロ
●指定速度がなく中央線がない場合⇒30キロになります。

②夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶

- 運転中のスマートフォン等の通話や画面を見ることは交通事故に直結する大変危険な行為です。運転中は運転に集中しましょう。
- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。

③自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用推進

- 16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度が導入されました。

自転車に乗る際には基本的な交通ルールを遵守し、安全に利用しましょう。

- 自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の多くが、頭部に致命傷を負っています。

自転車を利用する際は、必ず頭部保護に効果のあるヘルメットを着用しましょう。（努力義務）



令和 8 年中の下郷駐在所事件事故発生件数
（8月31日現在の手集計）

刑 法 犯 4 件
重傷事故 0 件

※ 重傷・・・1か月以上の治療を要する負傷